

化学物質の低減型建材性能審査「MSDS」

改正建築基準法にもとづくシックハウス対策に係わる、規制の対象となる建材は、『平成14年国土交通省告示第1113号で限定列挙した建材(告示対象建材)のみ』です。

断熱材において告示対象建材は、

- (1) ロックウール断熱材 (JIS A9521(住宅用人造鉱物繊維断熱材))
- (2) グラスウール断熱材 (JIS A9521(住宅用人造鉱物繊維断熱材))
- (3) 吹込み用グラスウール断熱材 (JIS A9523(吹込み用繊維質断熱材))
- (4) ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材

セルローズファイバーについては、『告示対象建材』に含まれておらず、JIS規格のF₁を取得している物と同等もしくはそれ以上の扱いで『規制対象外』です。いわば、最初から安全性が国土交通省によって公式に認められているということです。

F₂は規制商品の安全性を示す物であり、安全なセルローズファイバーは、F₁を必要とされておりません。従って、国土交通省大臣も大臣認定(規制商品だけど安全という意味の)を発行する意味を持ちませんので、大臣認定は発行されません。

安全性の確認と裏付けとして、ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係わる指定性能評価機関である、『(財)建材試験センター』において、性能審査を行い、『ホルムアルデヒド・VOC放散低減型建材の性能審査証明書』(下表参照)を取得しております。

ホルムアルデヒド・VOCの放散性能試験結果

試験機関		財団法人建材試験センター 中央試験所				
試験体	名称	セルローズファイバー				
放散速度算出結果	物質名	放散速度 (μg/m ² h)				
		1日目	3日目	7日目	定量下限	
		ホルムアルデヒド	6	5	<5	5
	VOC	トルエン	<1	<1	<1	1
		キシレン	<1	<1	<1	
		パラジクロロベンゼン	<1	<1	<1	
		エチルベンゼン	<1	<1	<1	
スチレン		<1	<1	<1		
	テトラデカン	5	3	2		
所見	ホルムアルデヒドの放散量については、JISのF ₁ に、且つ建築基準法施行令第20条の5第4項(ホルムアルデヒドが発散しないとみなす)に相当する。					